

令和 2 年 9 月

公立大学法人長野大学 令和 2 年度学生納付金減免事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による学修・生活環境の変化が家計に深刻な影響を及ぼしている状況に鑑み、長野大学学則第 4 8 条に基づき、長野大学の学生とその生計維持者の経済的負担を軽減し修学の継続を支援するため、令和 2 年度後学期授業料等について以下のとおり、「教育充実費」相当額に当たる 6 万円を減免いたします。

なお、本事業は、設置者である上田市から 3 分の 2 の補助金を受け実施します。

1. 対象者

令和 2 年度に本学に在籍する学生とし、以下の各号に該当する者を除きます。

- (1) 令和 2 年 1 0 月 1 日に在籍していない者
- (2) 令和 2 年 1 0 月 1 日に令和 2 年度後学期の休学が決定している者
- (3) 長野大学学則第 1 4 章に定める研究生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生および委託生

2. 授業料等の納付

減免額 6 万円を差し引いた額の納付通知を 10 月上旬に発送いたします（納入期限は 10 月 31 日）。

ただし、高等教育修学支援新制度による減免を申請されている方は、減免が決定次第納付通知を発送いたします。それまでは、納入猶予となります。

なお、高等教育修学支援新制度による後学期の支援区分が第 I 区分と認定された方については、減免額との差額 7,900 円を前学期に納付された授業料等から還付（返金）いたしますので、還付の手続きについて通知いたします。

3. 規程 公立大学法人長野大学 令和 2 年度学生納付金減免事業に関する要綱

以上